

## 用語の解説

### 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいう。

### 面積

本資料に掲載し、また人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院が公表した平成27年10月1日現在の「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。

### 人口集中地区

市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区の人口が5,000人以上となる地域をいう。

### 年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢である。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

### 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未婚—まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死別—妻又は夫と死別して独身の人
- 離別—妻又は夫と離別して独身の人

### 国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人—「日本」
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
  - (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
  - (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- 施設等の世帯とは、次のものをいう。

なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

## 世帯主・世帯人員

世帯主は、収入の多少や住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族のみの世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

平成17年以前の調査では「親族世帯」として区分され、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もこれに含まれる。(例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれていた。)

B 非親族を含む世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない者がいる世帯

C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって次のとおり区分した。

### I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯 ※父子世帯はこの区分に含まれる

(4) 女親と子供から成る世帯 ※母子世帯はこの区分に含まれる

### II 核家族以外の世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

① 夫婦と夫の親から成る世帯

② 夫婦と妻の親から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

① 夫婦と夫の親から成る世帯

② 夫婦と妻の親から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯

② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯

② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない。)から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない。)から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない。)から成る世帯

① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯

② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯

② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

## 3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

## 母子世帯・父子世帯

未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

## 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物(仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。)

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯—「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市再生機構・公社の借家—その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

民営の借家—その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分した。

一戸建—1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラスハウス」も含まれる。

共同住宅—一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれる。

その他—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、旅館、病院などの住宅以外の建物の場合

**\* 利用上の注意 \***

- 1 四捨五入により、構成比の合計が 100%とならない場合がある。
- 2 市町名は調査日（平成 27 年 10 月 1 日）現在である。
- 3 三重県内における地域区分は次のとおりとした。
  - 北勢地域 … 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市  
木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
  - 中南勢地域 … 津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
  - 伊勢志摩地域 … 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
  - 伊賀地域 … 名張市、伊賀市
  - 東紀州地域 … 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町